

生活保護法の指定を受けている病院・診療所の方へ

生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用原則化についてご協力のお願い

1. 今回の改正について

後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、従来から国全体で取り組んでいます。今般、さらに取り組みを進めるため、生活保護法の改正が行われ、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師又は歯科医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として、後発医薬品を使用していただくこととなりました（一部例外あり。下記2参照）。

医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用（又は処方）することが可能です。

これまで、生活保護受給者が先発医薬品を希望した場合、一旦は先発医薬品を調剤することが可能でしたが、今後は、生活保護受給者の希望だけでは先発医薬品を調剤することはできなくなりましたので、ご承知おきください。

2. 生活保護を受けている方への処方について

生活保護受給者について、医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、原則として、後発医薬品を使用（又は処方）するようお願いします。

ただし、以下の①・②・③の場合は例外として先発医薬品の使用が可能です。

①後発医薬品の在庫がない場合

②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高い又は先発医薬品の薬価と同額になっている場合

③薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合

医師が一般名処方や後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。ただし、薬局において先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合は、やむを得ない場合を除き、薬局より処方医に対し疑義照会を行い、処方医の同意を確認する必要があります。この必要性については、社会福祉課より薬剤師会を通じて各薬局へご連絡いたします。

3. 院内処方をされてみえる病院・診療所の方へ

ご多忙のところ、誠に恐縮ですが、平成30年11月1日以降に上記の2により、先発医薬品を調剤した場合は、別紙様式（豊明市生活保護受給者への先発医薬品の調剤状況表）にご記入いただき、月内の状況を翌月10日（10日が土日、祝日の場合は直後の平日）までに豊明市役所社会福祉課へ情報提供していただきますようお願い申し上げます。なお、情報提供は、郵送またはメールにてお願いいたします。

4. 生活保護受給者への説明について

生活保護受給者に対しては、10月末に同様の通知を送付しておりますが、受給者から問い合わせがあった場合、法改正に伴う変更であることを皆さまから説明していただければと存じますが、その上で、受給者が制度について同意しない場合には、電話等にて社会福祉課までご連絡ください。社会福祉課より本人に直接、制度の説明をいたします。

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1 豊明市役所 社会福祉課 生活保護係
電話：0562-92-1119（社会福祉課直通）
Mail：shakaifu@city.toyoake.lg.jp